

省 令

○厚生労働省令第百三十四号
確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第五十七条及び第六十三条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。附則に次の三条を加える。

(掛金の引上げの猶予)

第十四条 財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合であつて、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することとに支障があるとき、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することとに支障があるとき、第四十二条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。

第十五条 第五十八条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合であつて、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することとに支障があるとき、第四十二条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に同項の規定に基づき拠出する掛金の額は、当該上回る額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。

(過去勤務債務の額の特例)

第十六条 平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間の日を計算基準日として法第六十二条の規定に基づき掛金の額の再計算をする場合には、第四十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する過去勤務債務の額から、第五十六条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条第一項の規定に基づき、平成二十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十七日

国家公安委員会委員長 林 幹雄

第一号の表一の中の項中

「大津市から京都府久世郡久御山町まで」を

「三島市から沿津市まで」を

「大津市から京都府久世郡久御山町まで」に改め、

「玉川村」を「石川町」に改める。

御山町まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号の表裏道矢吹小野線の項の改正規定は、平成二十一年八月四日から施行する。

○総務省告示第百八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、新声会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十五年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉

(資金管理団体)の部新声会のうち「中」に「無形資産」1,000,000 額・中央」を「東野」から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百三十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉

(資金管理団体)の部新声会のうち「中」に「東野」から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百三十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉

「東野」から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百三十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十七年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉

(資金管理団体)の部新声会のうち「中」に「東野」から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百三十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉

「東野」から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第百三十三号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十六年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年七月二十七日

総務大臣 佐藤 勉